

【メンバー規約】

第1条（定義）

本規約は、株式会社トキノカンパニー（以下「当社」といいます。）が運営するすべての施設（以下「本施設」といいます。）において適用するものとします。

第2条（目的）

本施設は、メンバーが本施設を通して、心身の健康及び美の維持・向上、自己の価値を高め、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

第3条（メンバー）

本施設はメンバー制とし、メンバーとは、本施設が定める入会手続き及び入会資格をすべて満たし、本施設が入会を承諾した方とします。

第4条（入会契約の締結及び手続き）

- （1）本施設に入会する方は、本施設の定める入会申込書の提出、規約への同意、健康状態の申告、及び所定の諸費用を納入し、本施設の承諾を得ることによりメンバーとなります。また、必要により医師の診断書を求める場合がございます。
- （2）入会する方に、本人の顔写真を撮影させていただきます。尚、この顔写真は、本人確認やサービスの提供を目的とし、本施設が保有いたします。
- （3）メンバー本人が未成年の場合、その本人の保護者と連名にて入会申込書を提出して頂きます。また、その保護者は、本規約に基づく責任を本人と共に負担することとし、第21条・第22条に定める内容に同意するものとします。

第5条（入会資格）

メンバーは以下の事項をすべて満たす方とします。

- （1）本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方。
- （2）健康状態に異常がなく、医師に運動を禁止されていない方。
- （3）暴力団または反社会的勢力の関係者でない方。
- （4）刺青等が入っていない方。

＊ただし、部分的なごく小さなタトゥー等は、本施設にて判断致します。

- （5）妊娠されていない方。
- （6）満16歳以上の方。
- （7）過去に当社より除名を受けていない方。

その他、本施設がメンバーとして不適当と認める方は入会できません。

第6条（メンバー種別）

メンバー種別および料金、各要件は別途料金表に定める通りです。

第7条 入会金

入会金は、本施設の定める金額を入会時に納入して頂きます。

一旦納入した入会金は、理由の如何に関わらず返還いたしません。

第8条（メンバー資格の喪失）

メンバーは、次のいずれかに該当した場合、メンバー資格を失います。

- ・ 死亡
- ・ 退会

・除名

・第5条に定めるいずれかの資格が欠落した場合

第9条（除名）

本施設は、メンバーが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、除名をすることができます。

（1）本規約やその他本施設が定める事項に反する行為があった場合。

（2）定める月会費・諸費用を10ヶ月以上滞納した場合。

（除名以前の月会費・諸費用はすべて納入して頂きます。）

（3）本施設利用に際し、不当・不合理な要求をした場合。

（4）施設・設備を故意に毀損した場合。

（5）当社及び本施設の名誉、信用を毀損した場合。

（6）本施設の秩序を乱した場合。

（7）第4条に定める入会書類に虚偽があった場合。

（8）他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患した場合。

（9）他のメンバーとのトラブルがあった場合。

（10）その他、本施設がメンバーとしてふさわしくないと認めた場合。

上記の理由により除名された場合、メンバーは、当社及び本施設に損害賠償の請求を行うことができません。

第10条（メンバー資格の譲渡禁止）

メンバー資格は、他に譲渡することはできません。

第11条（月会費）

メンバーは、本施設の定める月会費等を所定の方法で支払わなければなりません。月会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。

（月会費は、メンバーが本施設のメンバー資格を保有する限り、本施設を利用しなくとも支払い義務が発生します。）

第12条（施設利用料）

メンバーは、本施設を利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

第13条（各種届出）

（1）メンバーは、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本施設に所定の用紙にて変更を届け出ることとします。電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。

（2）メンバー種別の変更は、月末までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。尚、メンバー種別の変更により月会費の請求額に差額が生じた場合は、翌月あるいは翌々月の月会費にて調整いたします。また、メンバー種別の変更は、1ヶ月単位での変更となります。

（3）フリーダムフレンドシステムへの申込及び停止は、各月の10日（10日が休館日の場合前営業日）までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。また、10日を過ぎた場合は、翌々月扱いになります。尚、電話やメール、本施設

が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。

(4) 退会・契約ロッカーの解約は、各月の10日(10日が休館日の場合前営業日)までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。また、10日を過ぎた場合は、翌々月扱いになります。尚、電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。

第14条(禁止事項)

(1) 許可なき館内の撮影、または録音行為。

(スタジオ内への携帯電話の持ち込みは、マナーモードに設定の上でお願いいたします。)

(2) 他のメンバーや本施設スタッフ、当社、本施設を誹謗・中傷(SNS・インターネット含む)する行為

(3) 他人に対する暴力、威嚇行為や迷惑行為

(4) 本施設の設備・器具・備品の破損や乱暴な扱い、落書きなどマナー・道徳に反する行為

(5) 物品販売や営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動

(6) 他のメンバーの施設利用を妨げる行為

(7) 本施設の秩序を乱す行為

(8) 本施設スタッフの業務を妨げる行為

(9) その他、本施設がメンバーとしてふさわしくないと認める行為

第15条(ビジター利用)

(1) 本施設は、ビジターに本施設が別に定める利用料を頂くことにより、本施設を利用させることができます。

(2) ビジターは、本規約に則り、本施設を利用するものとします。

第16条(休業及び営業時間変更)

本施設は、別紙に定める日を定休日及び季節休業とします。また、施設の補修や保守・点検、その他本施設の都合により、一時的に休業あるいは営業時間の変更をすることがあります。尚、そのお知らせは原則として2週間前までに、館内掲示あるいは当クラブホームページにて告知いたします。

第17条(施設の閉鎖・利用制限等)

(1) 本施設は、次の事由により本施設の営業が困難だと認められる場合に、本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。同時に本施設は損害賠償責任等の責任を負うことなくメンバーとの契約を解除できるものとし、メンバーはこれに対し、異議を述べないこととします。

①天災地変その他不可抗力の事態が発生したとき

②法令の制定改廃・行政指導・社会情勢・経済状況の著しい変化があったとき

③その他やむを得ない事由があるとき

(2) 本施設は、施設内にてビジターを対象としたイベント等を、あらかじめ館内掲示にて告知することにより開催することができるものとします。尚、メンバーはこれらのイベントで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

第18条（諸規則の遵守）

メンバー及びビジターは、本規約、細則ならびに本施設スタッフの指示や指導を遵守しなくてはなりません。

第19条（損害賠償責任免責）

（１）メンバーが本施設を利用中、自身が受けた損害に対して、本施設は、本施設に故意または過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。

（２）メンバー同士の間が生じたトラブルに対して、本施設は、本施設に故意または過失がある場合を除いて、一切関与いたしません。

第20条（メンバーの損害賠償責任）

メンバーが本施設の利用中、本人の責に帰すべき事由により、他のメンバーや当社、本施設に損害を与えたときは、そのメンバーがその損害に関する責を負うものとします。

第21条（諸費用の変更ならびに運営システムの変更）

本施設は、本規約に基づいてメンバーが納入すべき諸費用および運営システムを、社会情勢・経済状況の変動等を参考に本施設が必要と判断したときに、メンバーに館内掲示あるいはホームページにて1ヶ月前までに告知したうえで、変更することができるものとします。

第22条（細則）

本施設は、必要に応じ、細則を定めることができることとし、メンバーはこれに従います。本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本施設が定めるものとします。

第23条（規約の改定）

本施設は本規約の改定をメンバーの承諾を得ることなしに行うことができるものとします。また、改定を実施する場合は、あらかじめメンバーに館内掲示あるいはHPにて1ヶ月前までに告知することとし、改定した規約の効力は、全メンバーに及ぶものとします。

第24条（個人情報）

本施設は、当社が保有するメンバーの個人情報を、別途ホームページ上に掲載する「プライバシーポリシー」に則り、適切に取り扱うこととします。

第25条（準拠法及び合意管轄）

本規約には、日本法が適用されます。

本施設に関する紛争、訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（附則）

本規約は2025年5月1日より施行します。

以上